**資料３**

**危機管理マニュアル（例）**

**１．アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組**

校長を責任者とし、下表の関係者で組織するアレルギー対応委員会を校内に設置する。同委員会では、校内の児童のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有する。取組プランや緊急時のマニュアルを作成する際には、医師が作成した管理指導表に基づき話し合いを進める。

※アレルギー疾患の対応では学校、保護者、医師が連携して取り組むことが重要であり、そのためには管理指導表の活用は不可欠である。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **委員長** | 校長 | 対応の総括責任者 |
| **委員** | 教頭 | 校長補佐、指示伝達、外部対応、校内の連絡・調整※校長不在時には代行 |
| 教務主任・主幹教諭 | 教頭補佐、校内の連絡・調整、指示伝達、外部対応 |
| 養護教諭 | 実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止 |
| 栄養教諭・学校栄養職員 | 給食調理・運営の安全管理、事故防止 |
| 保健主事 | 教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭等の補佐校内の連絡・調整 |
| 給食主任 | 栄養教諭等の補佐、各学級における給食時間の共通指導徹底 |
| 関係学級担任・学年主任 | 安全な給食運営、保護者連携、事故防止 |

**２．食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担**

日々の取組に関する教職員の役割分担は以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| **校長等** | ＊校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、市町村教育委員会等の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。＊食物アレルギー対応委員会を設置する。＊個別面談を実施（マニュアルに定められた者と一緒に行う）する。＊関係教職員と協議し、対応を決定する。 |
| **全教職員** | ＊食物アレルギーを有する児童の実態や個別の取組プランを情報共有する。＊緊急時の対応等について共通理解を図る。＊学級担任が不在のときサポートに入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する児童のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。 |
| **学級担任** | ＊食物アレルギーを有する児童の実態や個別の取組プラン、緊急時の対応等について把握する。＊個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。＊給食時間は、決められた確認作業（指さし声出し）を確実に行い、誤食を予防する。また、楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。＊食物アレルギーを有する児童の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。＊給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。＊他の児童に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。 |
| **養護教諭** | ＊食物アレルギーを有する児童の実態把握や個別の取組プラン、緊急時の対応等（応急処置の方法や連絡先の確認等）を立案する。＊個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。＊食物アレルギーを有する児童の実態を把握し、全教職員で連携を図る。＊主治医・学校医・医療機関との連携を図り、緊急時の対応等（応急処置の方法や連絡先の確認等）を事前に確認する。 |
| **栄養教諭** | ＊食物アレルギーを有する児童の実態把握や個別の取組プラン等を立案する。＊個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。＊安全な給食提供環境を構築する。＊マニュアルや個別の取組プラン等に基づき、具体的な調理・配膳作業等を管理する。 |
| **調理員** | ＊食物アレルギーを有する児童生徒の実態を理解し、対応の内容を確認する。＊栄養教諭・学校栄養職員の調理指示をもとに、安全かつ確実に作業する。 |

**３．食物アレルギー対応実践までの流れ**

学校入学を契機として、食物アレルギー対応を下図のとおり進める。基本的には就学時健診や入学説明会などの機会が出発点となるが、在学中に新たに発症する場合や配慮・管理が必要になる場合もあるので、状況に応じて適切に対応する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **実施項目** | **内容** | **実施時期** |
| １.アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な児童の把握 | (A) 就学時の健康診断及び入学説明会の機会に、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るように促す。(B) アレルギー疾患の児童に対する取組について相談を受け付ける旨の保護者通知を配布する。 | 11月～３月・４月 |
| ２.対象となる児童の保護者への管理指導表の配布 | ○（A）により申し出があった場合には、教育委員会等から保護者に管理指導表を配布し、入学予定校への提出を要請する。保護者からのヒアリングにおいて医師が学校での取組を必要としない場合や家庭での管理を行っていない場合は提出の対象外となる。○（B）により相談の申し出があり、学校での配慮・管理を実施する必要があると判断された場合は、学校が保護者に管理指導表を配布し、学校への提出を要請する。 | 11月～３月・４月 |
| ↓↓↓↓ | 1. 主治医による管理指導表の記載
2. 保護者が入学予定校（在籍校）に管理指導表を提出
3. 必要に応じて学校からさらに詳細な資料の提出を依頼
4. ③の依頼を受けた保護者からの資料の提出
 |  |
| ３.管理指導表に基づく校内での取組の検討・具体的準備 | ○校長、教頭、学級担任（学年主任）、養護教諭、栄養教諭/学校栄養職員等が管理指導表に基づき、学校としての取組を検討し「取組プラン（案）」を作成する。○養護教諭、栄養教諭/学校栄養職員等が中心となり、取組の実践に向けた準備を行う。①　個々の児童の病型・症状等に応じた緊急体制の確認（医療機関・保護者との連携）②　アレルギー取組対象児童の一覧表の作成（以後、個々の「取組プラン」とともに保管）など | １月～３・４月 |
| ４.保護者との面談 | ○「取組プラン（案）」について、保護者と協議し「取組プラン」を決定する。 | ２月～３・４月 |
| ５.校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における教職員の共通理解 | 教職員全員が個々の児童の「取組プラン」の内容を理解する。 | ２月～３・４月 |
| ↓↓ | 「取組プラン」に基づく取組の実施（この間、取組の実践とともに、必要に応じ保護者との意見交換の場を設ける。） |  |
| ６.校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における中間報告 | 「取組プラン」に基づくこれまでの取組を振り返り、改善すべき点等を検討する。この際、必要に応じ、保護者と連絡を取りながら「取組プラン」を修正する。 | ８月～12月 |
| ↓ | 取組の継続実施 |  |
| ７.来年度に活用する管理指導表の配布等 | 配慮・管理を継続する児童の保護者に対し、次年度に活用する管理指導表を配布する。 | 12月～３月 |

**４．給食における対応**

本校の学校給食における食物アレルギー対応の大原則は以下のとおりとする。

● 食物アレルギーを有する児童生徒等にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。

● 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。

● 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。

● 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。

● 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。

● 市町村教育委員会より示される食物アレルギー対応の方針に基づいて対応するとともに、必要に応じて同委員会により支援を受ける。

**５．学級における安全な給食運営**

学級担任及びサポートに入る教職員は、学級における日々の給食運営を以下の対応レベルに応じて確実に実施する。

|  |  |
| --- | --- |
| **【レベル１】詳細な献立表対応** | ＊最も誤食事故が起きやすい対応のため、配布された詳細な献立表により、毎日必ず原因物質の有無を確認する。 |
| **【レベル２】弁当対応** | ＊持参した弁当を安全で衛生的に管理する。＊特定の献立に対してのみ部分的に弁当を持参する対応を取る場合には、給食内容や対応弁当を把握、確認し誤食を防止する。 |
| **【レベル３】除去食****【レベル４】代替食対応** | ＊配布された献立内容を確認する。＊対応食の受け取り方、給食当番の割り当て、喫食時・片付け時・交流給食時の注意事項を定め、これを確実に守る。 |

**６．給食以外で配慮が必要な活動における対応**

全教職員は、飲食だけでなく、ごく少量の原因物質を吸い込んだり触れたりすることでもアレルギー症状を起こす児童がいることを念頭に「取組プラン」に基づく対応を実施する。

特に配慮が必要な活動については以下のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| **調理実習** | ＊家庭科の授業で鶏卵、牛乳、小麦などを使った調理実習が行われる際にそれらの食物アレルギーを有する児童に対する配慮が必要になる。 |
| **卵の殻を使った授業** | ＊卵の殻自体には鶏卵タンパクは含まれておらず、触っても問題ないが、割った直後には生の鶏卵タンパクが付着しており、卵白が付着した殻への接触により顔面の腫脹など症状を起こす可能性がある。 |
| **牛乳パックの洗浄** | ＊リサイクル体験などで児童が給食後に牛乳パックを解体、洗浄、回収する場合があるが、この作業により牛乳が周囲に飛び散る。微量の牛乳が皮膚に接触するだけで全身症状を来す最重症の児童にとっては周囲で行われるだけでも大変危険なので、十分な配慮が必要である。 |
| **ソバ打ち・うどん****打ち体験授業** | ＊ソバ打ちは、ソバ粉と小麦粉をふるいにかけて練るところから始まる。ふるいにかけるときにソバ粉が宙を舞って吸い込んだり、練るときに皮膚に触れたりするためソバアレルギーの児童にとっては注意が必要である。＊うどん打ち体験も小麦アレルギー児にとって問題になることがある。 |
| **小麦粘土を使った****図工授業** | ＊小麦粘土で遊んだり造形をしたりするとき、粘土に含まれる小麦が皮膚に接触することによりアレルギー症状を来す児童がいる。＊小麦アレルギーの児童が在籍する場合には、粘土の原料にも留意すること。 |

**７．当事者以外の児童に対する説明**

アレルギー疾患の児童への取組を進めるに当たっては、他の児童からの理解を得ながら進めていくことが重要である。その際、他の児童に対してどのような説明をするかは、他の児童の発達段階などを総合的に判断し、当事者である児童及び保護者の意向も踏まえて決定する。

また、学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。

☆　食物アレルギー事故発生時の対応フロー図

**緊 急 連 絡 体 制**

確認

連絡

報告

**アレルギー事故発生**

教育委員会(給食センター)

給食受配校

保　護　者

学　校　医

救急補助・準備・連絡・記録等

複数の教職員が急行

急行・救急処置

**【必要物品準備担当】**

・緊急対応マニュアル

・学校生活管理指導表

・エピペン

・ＡＥＤ　　　等の準備

**【連絡担当】**

・**救急車の要請**

・保護者への連絡

・管理職･養護教諭･栄養教諭への連絡　　　等

**【その他の教職員】**

・他の児童生徒への対応等

**【記録担当】**

・時系列で処置等を記録

医　療　機　関

≪緊急対策本部≫

◆　**保護者への連絡対応**

　　迅速、誠意

◆　**学校医への連絡**

　　助言協力要請等

◆　**教職員への対応**

　　学校給食の状況

　　共通理解

◆　**児童生徒への指導等**

　　冷静な対応、

メンタルケア

◆　**教育委員会への連絡**

　　逐次報告

　　調理の確認、食材確認

◆　**報道機関への対応**

　　窓口の一本化

◆　**その他必要な対応**

※　栄養教諭は、当日の

献立表等の確認を迅速に

行う

※第一報は、口頭で報告する。（報告項目：病状、事故の概要、エピペンの有無、対応状況）

処　置

道教委健康・体育課

指導

速報・報告

急行

管内教育局

速報・報告

指導

付添者は逐次報告

≪緊急対策本部≫

指示・指導

・児童生徒等から離れず観察

・人を集める（助けを呼ぶ）

・緊急性の判断（**症状チェックシート参照**）

※必要と判断したら、エピペン使用・介助、心肺蘇生・ＡＥＤの使用

報告

指示

報告

指示

教 職 員

校長(教頭)

養護教諭

※栄養教諭

保健主事

近くの教員または児童生徒等

発見者